

令和5年 No.18

○国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

教授会の組織の見直しに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、役員会には報告事項とする。

(令和5年3月22日 施設整備会議 審議・承認)

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月27日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第15号

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程（平成25年規程第18号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 施設整備会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総務を所掌する理事</p> <p>(2) 財務を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p><u>(4) 教職大学院長</u></p> <p><u>(5) 大学教育研究基盤センター機構長</u></p> <p><u>(6) 附属学校運営部長</u></p> <p><u>(7) 事務局長</u></p> <p><u>(8) 財務・研究推進部長</u></p> <p><u>(9) その他学長が委嘱する者 若干名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>前条第9号</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 施設整備会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総務を所掌する理事</p> <p>(2) 財務を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p><u>(4) 附属学校運営部長</u></p> <p><u>(5) 事務局長</u></p> <p><u>(6) 財務・研究推進部長</u></p> <p><u>(7) その他学長が委嘱する者 若干名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>前条第7号</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p>